

定期監査の結果

1 監査の期間

平成26年11月12日から平成27年1月9日

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局学校教育課、生涯学習課及びスポーツ課

- ・小学校（矢田、室場、三和、一色中部、一色東部、横須賀、津平、幡豆）
- ・中学校（西尾、鶴城、寺津、幡豆）
- ・ふれあいセンター（西野町、室場、三和、中央）
- ・公民館（一色、吉良）

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成26年9月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

また、管理者におかれては、事務事業が適切に執行されるよう、管理・監督に努められたい。

(1) 学校教育課

契約事務において下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

- (ア) 契約書に契約保証金に関する事項、談合その他不正行為に係る契約解除に関する事項又は暴力団排除に係る契約解除に関する事項又は支払の遅延に対する遅延利息に関する事項の記載のないものが散見された。
- (イ) 契約書に「本委託業務を第三者へ委託してはならない」となっているにもかかわらず再委託をしているものがあった。
- (ウ) 事業の受託をする際の請書及び事業の再委託に係る承認申請についての決裁を受けていないにもかかわらず、公印（市長印）が押印されているものがあった。

(エ) 契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載がないものや契約保証金免除の根拠条文に誤りがあるものが散見された。

(オ) 受託者が保管する契約書が教育委員会で保管されているものがあった。

(2) 生涯学習課

ア 契約事務において下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約書に談合その他不正行為に係る契約解除に関する事項、暴力団排除に係る契約解除に関する事項又は支払の遅延に対する遅延利息に関する事項の記載のないものがあった。

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載がないものや不明確なものがあった。

イ 行政財産目的外使用に関する事務において、更新の申請が期間満了の15日前までに提出されていないものが散見された。また、行政財産目的外使用料の減免について、減免申請書の提出を受けずに減免しているもの、決裁に減免の該当条項や減免理由の記載のないものがあった。西尾市財産管理規則及び西尾市行政財産目的外使用料条例に沿った適切な事務処理をされたい。

ウ 公印の使用で、公印の印影の印刷された辞令書を使用する際、決裁済文書その他証拠書類を公印管守者に提示せずに使用していた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

(3) スポーツ課

ア 契約事務において下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺い又は契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものや契約保証金免除の根拠条文に誤りがあるものが散見された。また、契約書に談合その他不正行為に係る契約解除に関する事項、暴力団排除に係る契約解除に関する事項又は支払の遅延に対する遅延利息に関する事項の記載のないものがあった。

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由が不明確なものがあった。

(ウ) 契約書に「別添西尾市建設工事請負契約約款により請負契約を締結し」となっているが、約款が添付されていないものがあった。

(エ) 予定価格書を、契約締結伺いに添付せず見積徴収の伺いに添付しているものがあった。

イ 債権管理事務において、行政財産目的外使用料を期日までに納入していない者に対し、督促等の手続きを行っていなかった。また、債権の管理も適切に行われていなかった。額の多少にかかわらず、市の債権であることを十分に認識し、適切な管理や徴収手続きをされたい。

(4) 小・中学校

学校が受領した補助金からの支払事務において、支出調書に添付された請求書に請求日の記載のないものがあった。会計の透明性確保や後日のトラブル回避のためにも、金銭収受の経過を明確にしておくことは最低限必要なことであるため、請求日の記載された請求書を受領されたい。

(5) ふれあいセンター・公民館

- ア 契約事務において下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。
- (ア) 契約書に契約保証金に関する事項、談合その他不正行為に係る契約解除に関する事項、暴力団排除に係る契約解除に関する事項又は支払の遅延に対する遅延利息に関する事項の記載のないものがあった。
 - (イ) 契約書に「別紙仕様書の空調機保守点検を行うものとする。」などと記載されているが、別紙仕様書の添付のないものがあった。
 - (ウ) 請書に業務内容が「見積書のとおり」となっているにもかかわらず、見積書の添付のないものや、消費税の記載のないものがあった。
- イ 公印の使用で、使用区分が違う公印を押印しているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。